

# みえガストロノミーツーリズム推進業務委託仕様書

## 1 業務の名称

みえガストロノミーツーリズム推進業務

## 2 業務の目的

三重県には全国的にも知名度が高い伊勢えびや松阪牛など豊富な食材をはじめ、それらを提供する多くの宿泊施設や、食文化を体験できる観光施設が存在し、「おいしいものを食べる」ことが、本県を訪れる旅行者の大きな目的の一つとなっている。

また、国では、世界的に関心が高まっているガストロノミーツーリズムの関連政策を強化しているところであり、今後、本県においても、ガストロノミーに高い関心を持つ旅行者を新たに誘客していくため、そこでしか食べられない料理が味わえ、その地域の食文化を知り、学び、体験できる滞在価値を創出し、発信していくことが必要である。

そこで、本業務においては、三重県の「食」「食文化」等のコンテンツを発掘し、そのストーリーを磨き上げ、プロモーションを行うとともに、県内のガストロノミーツーリズムに対する機運醸成を図ることで、本県がガストロノミーツーリズムの目的地として選ばれ、地域での観光消費額や宿泊日数の増加につなげることを目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月22日（金）

## 4 業務の内容

### （1）本業務の前提条件

#### （ア）三重県のガストロノミーツーリズムが将来的にめざすこと

- ・ 本県の豊かな食材を生かした「そこでしか食べられない」料理が味わえ、その地域特有の食文化を知り、学び、体験ができる地域が県内に複数存在している。
- ・ ガストロノミーに高い関心を持つ層に、本県ならではの料理や食文化が広く認知され、高い評価を得て発信され、その地域が旅行先として選ばれている。
- ・ 地域DMO、農林水産業者、飲食業者、宿泊業者等、ガストロノミーに関わる様々な関係者が一体となって、地域のSDGsに貢献し、地域経済の好循環が生まれている。

#### （イ）本業務で誘客を図るターゲット層

ガストロノミーを楽しむために、時間とカネを消費して全国各地を訪れる層（例えば「フーディー」などと呼ばれる層）とすること。

### （2）ガストロノミーコンテンツの磨き上げ

#### （ア）「三重にしかない」食に関するコンテンツの棚卸し

本県がめざすガストロノミーツーリズムの視点で、以下の項目ごとに県内のコンテンツを幅広くリストアップすること。

（項目）

- ・ 三重でしか食べることができない料理（三重県の歴史や伝統・文化を受け継いでいるもの、都市部では出回らない県産食材を使ったもの等）
- ・ 三重にしかない食文化

- ・ 三重でしかできない食の体験
- ・ 食を彩る食器・調理器具等、三重にしかない産品
- ・ 全国的に訴求力のあるシェフ・料理人等

#### (イ) コンテンツの磨き上げ

- ・ 上記(ア)のコンテンツ又はコンテンツが存在する地区を5件以上募集により選定し、ガストロノミーツーリズムの専門家(※)及び当該地区のガストロノミーに関心のある県内のシェフ・料理人等による現地訪問を実施すること。また、三重県と協議の上、募集要項を作成すること。
- (※) 専門家は2名以上選定すること。
- ・ 現地訪問を通じて、地域の観光地域づくり法人(DMO)、農林水産業者、宿泊事業者、飲食業者等、様々な関係者の交流機会を創出するための場づくりを行うとともに、当該地域のガストロノミーを高めるための専門家等による支援(※)を行うこと。
- (※) 地域に根差した様々な事業者が連携してSDGsや地域内経済の好循環へ貢献するためのアドバイスや、旅行者がその土地の食文化を知り、学び、体験ができるコンテンツ造成等への支援など
- ・ 地区の選定、専門家の選定、専門家等による支援方法については、県と協議して決めること。

#### (ウ) 「みえガストロノミーツーリズム」のブランディング

- ・ 上記(イ)のコンテンツが生まれた背景、その土地の気候風土、習慣、伝統、歴史、文化、人などを含めたストーリーを日本語と英語の2言語で記事を作成し、発信すること。なお、効果的な発信手法を提案すること。
- ・ 上記(イ)のコンテンツやストーリーをSNS等で発信してもらうため、本業務のターゲットを招へいすること。
- ・ ガストロノミーツーリズムに取り組んでいる国内外のシェフ・料理人等を招へいし、上記(イ)のコンテンツの評価を得ること。
- ・ ブランディングの進め方については、県と協議して決めること。

### (3) 「みえガストロノミーツーリズム」を発信するイベントの開催

#### (ア) 実施概要

- ・ 日程：令和5年度下半期
- ・ 会場：県内(提案による。)
- ・ 参加者(招待)：県内外のガストロノミー推進に意欲ある事業者、地域の観光地域づくり法人(DMO)、専門家、地方公共団体、「食」メディア等
- ・ 規模：100名以上(オンラインによる配信も検討しながら構成すること。)

#### (イ) 企画業務

##### ① イベントのプログラム作成

- ・ 会場にメインブース、体験ブースを設けることを想定したプログラムとすること。ただし、メインブースは基調講演等先進事例の紹介、体験ブースは上記(2)(イ)のコンテンツの紹介を必須とする。

##### ② エクスカーションの実施

- ・ イベントの日程に合わせてエクスカーションを実施(参加者募集を含む)すること。
- ・ エクスカーションは、上記(2)のコンテンツが5件以上含まれる県内視察ツアーを複数設定すること。なお、各コース10名程度の参加者数とすることとし、

料金設定は受託者の任意とすること。

### ③ 「みえガストロノミーツーリズム」の発信

- ・ フォーラム参加者はもとより、国内外のガストロノミーツーリズム関係者に対し、本県のガストロノミーツーリズムの取組を広く発信できるよう、ターゲット層に影響力のあるメディアを活用するなど、効果的に情報発信を行うこと。

### ④ 参加者アンケートの実施

- ・ 参加者へのアンケートを実施し、本県のガストロノミーツーリズムの取組に対する理解促進等の把握を行うこと。

## (ウ) 運營業務

### ① 事前準備

- ・ 一般申込含めイベント参加者の募集、問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配一式を行うこと。
- ・ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成すること。
- ・ イベントの際に参加者に配布するプログラムを作成すること。なお、プログラムには、イベントの開催目的や出演者のプロフィール、当日のスケジュール等を記載すること。
- ・ プログラムやホームページに掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

### ② イベント・エクスカージョン当日

- ・ 参加者受付、会場整理、アンケートの集計等も含め、当日の進行・運営にかかる一式を行うこと。
- ・ 出演者、招聘者等の送迎、アテンドを行うこと。

### ③ その他特記事項

- ・ 出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費・弁当代等飲食費、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含むこと。
- ・ イベントの開催方法については、県と協議して決めること。

## (4) 事業の効果検証

本業務の実施結果を踏まえ、次年度以降の「みえガストロノミーツーリズム」の展開について検証、提案を行うこと。

## (5) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、随時オンライン又はオフラインの打合せを開催すること。なお、場所（バーチャル会議室）の設定、打合せの記録作成等も行うこと。

## (6) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

- ・ 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、県へ報告を行い、協議すること。
- ・ 県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

## (7) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

## (ア) 報告期限

令和6年3月22日(金)

## (イ) 記載事項

- i) 委託名
- ii) 契約金額
- iii) 契約日、契約期間
- iv) 完成年月日
- v) 実施した業務概要
- vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

## (8) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

## (9) 契約の変更

本業務にかかる工数や内容等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

## (10) 業務の実施体制

### (ア) 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

### (イ) 名簿の提出

受託者は、(ア)に定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

### (ウ) 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

## (11) その他、受託上の留意点

- ・ 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等は、本業務委託料に含むものとする。
- ・ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。
- ・ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。なお、受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- 障がい理由とする差別解消の推進
  - 受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。